

令和8年矢板市議会定例会

第410回定例会議

# 提出議案説明書

令和8年6月

矢 板 市

## 提出議案説明書

令和8年矢板市議会定例会第410回定例会議に提出いたしました議案について、提案の理由を御説明申し上げます。

今回の定例会議に提出いたしました議案は、補正予算1件、条例の一部改正2件、人事案件16件及びその他2件の計21件であります。

議案第1号 令和8年度矢板市一般会計補正予算（第2号）については、歳入歳出にそれぞれ1億942万9千円を追加計上し、予算総額を171億1,642万9千円に補正しようとするものであります。

以下、その概要につきまして、歳出から御説明申し上げます。

総務費におきましては、シティプロモーション費に係る経費を追加計上いたしました。

農林水産業費におきましては、農業総務費及び農業振興事業に係る経費を追加計上いたしました。

商工費におきましては、観光施設費に係る経費を追加計上いたしました。

土木費におきましては、わかば通り整備事業に係る経費を追加計上いたしました。

消防費におきましては、非常備消防活動費及び防災活動推進事業に係る経費を追加計上いたしました。

以上が歳出補正予算の概要であります。これらに係る財源につきましては、国庫支出金、県支出金、繰入金及び市債を追加計上いたしました。

あわせまして、地方債につきましても、所要の補正をしようとするものであります。

議案第 2 号 矢板市市税条例の一部改正について及び議案第 3 号 矢板市都市計画税条例の一部改正については、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、条例の一部を改正するものであります。

議案第 4 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、本市人権擁護委員であります木村由貴子氏が、令和 8 年 9 月 30 日をもって任期が満了となりますので、後任の委員に、矢板市■■■■野尻久美子氏をその候補者として推薦することを最も適当と認め、法の定めるところにより、議会の意見を求めるものであります。

参 考 人権擁護委員法（抜粋）

（委員の推薦及び委嘱）

第 6 条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

2 省略

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

以下省略

議案第 5 号から議案第 19 号までの、農業委員会委員の任命同意については、本市農業委員会委員が、令和 8 年 7 月 19 日をもって任期が満了となりますので、後任の委員に、矢板市■■■■永井裕子氏、矢板市■■■■大野文子氏、矢板市■■■■室井良宣氏、矢板市■■■■八木澤隆氏、矢板市■■■■町野位夫氏、矢板市■■■■渡辺正明氏、矢板市■■■■関光博氏、矢板市■■■■桑原雅子氏、

矢板市■■■■福田一紀氏、矢板市■■■■■塚原信一氏、矢板市■■■■渡邊貴宣氏、  
矢板市■■■■加藤博樹氏、矢板市■■■■手塚みち子氏、矢板市■■■■  
大島実奈枝氏、矢板市■■■■石塚英好氏を任命することを最も適切と認め、その  
任命について、法の定めるところにより、議会の同意を求めるものであります。

参 考 農業委員会等に関する法律（抜粋）

（委員の任命）

第8条 委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する  
事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことが  
できる者のうちから、市町村長が、議会の同意を得て、任命する。

以下省略

議案第20号 工事請負契約の締結については、矢板市乙畑市営住宅（低層）解  
体撤去工事を実施するため、契約を締結することについて、条例の定めるところに  
より、議会の議決を求めるものであります。

議案第21号 市営土地改良事業については、矢板市石関地区の農村地域防災  
減災事業を市が行うため、法の定めるところにより、議会の議決を求めるもので  
あります。

参 考 土地改良法（抜粋）

（土地改良事業の開始）

第96条の2 市町村は、土地改良事業計画を定めて土地改良事業を行うことがで  
きる。

2 前項の規定により土地改良事業計画を定めるには、市町村は、あらかじめ、当  
該市町村の議会の議決を経て、土地改良事業の計画の概要（カッコ内省略）を定  
め、その計画の概要（全体構成を定める場合にあつては、その全体構成を含む。）  
その他必要な事項を公告して、その事業の施行に係る地域内にある土地につき第

3条に規定する資格を有する者の3分の2（カッコ内省略）以上の同意を得、かつ、当該土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区があるときは、その土地改良区の同意をも得なければならない。

以下省略

以上が、本定例会議に提出いたしました議案の概要であります。

何とぞ慎重御審議の上、議決されますようお願いいたします。

